

令和6年1月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和6年1月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和6年1月25日（木） 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
12月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 長浜市園職員（短期間勤務）候補者登録制度実施要綱の制定について

日程第5 協議・報告事項

- (1) 長浜市保育所規則の一部を改正する規則の一部改正について
- (2) 長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱の一部改正の廃止について
- (3) 長浜市民間認定保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について
- (4) 長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和6年2月教育委員会定例会開催日程 2月15日（木） 午前10時00分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第1号

件 名：長浜市園職員（短期間勤務）候補者登録制度実施要綱の制定について

第1 提出理由

年度途中での出産・病気等による職員の不足に対応するため、幼児教育職、看護師または調理師として短期間（原則3か月以内）従事するパートタイム会計年度任用職員として任用を希望する者をあらかじめ登録することで職員の確保を行おうとするもの。

第2 要点

本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園において、幼児教育職、看護師または調理師として従事するパートタイム会計年度任用職員をあらかじめ登録することに関し、登録の要件や手続等必要な事項を定める。

第3 施行期日

令和6年3月1日

長浜市園職員（短期間勤務）候補者登録制度実施要綱の制定について

長浜市園職員（短期間勤務）候補者登録制度実施要綱を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和6年1月25日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市園職員（短期間勤務）候補者登録制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園において幼児教育職、看護師又は調理師として短期間（原則として3か月以内とする。以下同じ。）従事するためにパートタイム会計年度任用職員（長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長浜市条例第37号）第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に任用される者（以下「園職員（短期間勤務）」という。）となることを希望する者をあらかじめ登録すること（以下「登録」といい、登録を受けた者を「登録者」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録者の要件）

第2条 登録者は、登録時においてパートタイム会計年度任用職員の任用要件を満たす者のうち、職種ごとに次の要件を満たすものとする。

- (1) 幼児教育職 保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得している者
- (2) 看護師 看護師免許を取得している者
- (3) 調理師 調理師免許を取得している者

（登録手続）

第3条 登録を希望する者は、園職員（短期間勤務）候補者登録申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の申請があった場合、前条に規定する要件及び園職員（短期間勤務）としての適性を確認し、登録の可否を決定の上、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録台帳）

第4条 教育長は、園職員（短期間勤務）候補者登録台帳（様式第2号）に登録者に関する事項を登録するものとする。

（登録期間）

第5条 登録の期間は、登録のあった日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、更新することを妨げない。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、次の各号のいずれかに変更が生じたときは、園職員（短期間勤務）候補者登録内容変更届出書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 連絡先
- (4) 勤務の希望に関する事項

(登録の取消し)

第7条 教育長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から園職員（短期間勤務）候補者登録取消申出書（様式第4号）の提出があったとき。
- (2) 第5条に規定する登録期間が満了したとき（同条ただし書による更新を行う場合を除く。）。
- (3) 登録者がパートタイム会計年度任用職員の任用要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他教育長が登録の取消しが必要と認めるとき。

2 教育長は、前項の取消しを行った場合（前項第1号又は第2号の場合を除く。）は、その旨を本人に通知するものとする。

(任用)

第8条 教育長は、園職員（短期間勤務）を任用するときは、登録者の中から任用できるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

園職員（短期間勤務）候補者登録申請書

写真を貼る位置
 縦36～40mm
 横 24～30mm
 本人単身胸から上、カラー、無帽背景なしを貼ってください。
 ※申込日より3か月前までに撮影したもの

申込日： 年 月 日

ふりがな			
氏名			
生年月日	性別	男・女	
昭和・平成 年 月 日（ 歳）			
ふりがな		[電話番号]	
現住所（〒 - ）		[携帯番号]	
		[メールアドレス]	

1 希望職種（希望する職種にマル印）

<input type="checkbox"/> 幼児教育職	<input type="checkbox"/> 看護師	<input type="checkbox"/> 調理師
--------------------------------	------------------------------	------------------------------

2 学歴（高校以降、最終学歴までの学歴を記入。それ以外の方は最終学歴のみ記入）

学校名	学部・学科名	卒業（修了）年月
		年 月 卒業・卒業見込・中退
		年 月 卒業・卒業見込・中退
		年 月 卒業・卒業見込・中退

3 職歴（新しいものから順に記入。）

勤務先の名称	職務内容	在籍期間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで

4 資格・免許等

資格の種類	取得年月	資格の種類	取得年月

5 勤務の希望（マル印及び記入。未定の場合は空欄でよい。）

勤務可能な日	月・火・水・木・金・土	通勤手段	車・自転車・徒歩
勤務可能な時間	週 時間程度	勤務可能な地区	・市内全地区 ・（ 地区）

6 志望動機（勤務に配慮が必要な場合等は、内容をあわせて記入。）

※直近3年間、長浜市内での勤務をされていた方は、写真貼付、及び2.3の記入不要。

様式第2号（第4条関係）

園職員（短期間勤務）候補者登録台帳

1. 幼児教育職

No.	氏名（ふりがな）	生年月日	住所	勤務の希望等	登録日

2. 看護師

No.	氏名（ふりがな）	生年月日	住所	勤務の希望等	登録日

3. 調理師

No.	氏名（ふりがな）	生年月日	住所	勤務の希望等	登録日

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

長浜市教育長 様

氏名

園職員（短期間勤務）候補者登録内容変更届出書

以下について変更がありましたので、届け出ます。

<変更事項>

【変更前】

【変更後】

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

長浜市教育長 様

氏名

園職員（短期間勤務）候補者登録取消申出書

園職員（短期間勤務）候補者の登録の取消しを申し出ます。

申し出理由等

- 今後、園職員（短期間勤務）として勤務できる見込がなくなったため
- その他

()

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育所規則の一部を改正する規則の一部改正について

第1 制定・改廃理由

令和6年4月1日から民営化予定であった一麦保育園について、移管先法人から運営の辞退があり、令和6年度について引続き長浜市が運営を行うため、公布済みの一部改正規則の一部を改正するもの。

第2 要点

- (1) 公布済みの一部改正規則（令和5年規則第25号）中、未施行部分の第2条の規定を削る。【第2条の改正関係】
- (2) 見出し、条名、附則にかかる所要の改正【第1条、附則の改正関係】

第3 施行期日

公布の日（令和5年12月21日）

○長浜市保育所規則の一部を改正する規則（令和5年規則第25号）の一部改正
新旧対照表

新	旧																																																		
○長浜市保育所規則の一部を改正する規則 令和5年3月23日規則第25号	○長浜市保育所規則の一部を改正する規則 令和5年3月23日規則第25号																																																		
<p>長浜市保育所規則（平成18年長浜市規則第79号）の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">定員</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜市立北保育園</td> <td>83人</td> <td>160人</td> <td>243人</td> </tr> <tr> <td>長浜市立さくらんぼ保育園</td> <td>50人</td> <td>80人</td> <td>130人</td> </tr> <tr> <td>長浜市立一麦保育園</td> <td>30人</td> <td>50人</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（削る）</p> <p>附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	名称	定員		計	3歳未満児	3歳以上児	長浜市立北保育園	83人	160人	243人	長浜市立さくらんぼ保育園	50人	80人	130人	長浜市立一麦保育園	30人	50人	80人	<p style="text-align: center;">（長浜市保育所規則の一部改正）</p> <p><u>第1条</u> 長浜市保育所規則（平成18年長浜市規則第79号）の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">定員</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜市立北保育園</td> <td>83人</td> <td>160人</td> <td>243人</td> </tr> <tr> <td>長浜市立さくらんぼ保育園</td> <td>50人</td> <td>80人</td> <td>130人</td> </tr> <tr> <td>長浜市立一麦保育園</td> <td>30人</td> <td>50人</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第2条</u> 保育所の定員は、別表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">定員</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜市立北保育園</td> <td>83人</td> <td>160人</td> <td>243人</td> </tr> <tr> <td>長浜市立さくらんぼ保育園</td> <td>50人</td> <td>80人</td> <td>130人</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 この規則中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</p>	名称	定員		計	3歳未満児	3歳以上児	長浜市立北保育園	83人	160人	243人	長浜市立さくらんぼ保育園	50人	80人	130人	長浜市立一麦保育園	30人	50人	80人	名称	定員		計	3歳未満児	3歳以上児	長浜市立北保育園	83人	160人	243人	長浜市立さくらんぼ保育園	50人	80人	130人
名称		定員			計																																														
	3歳未満児	3歳以上児																																																	
長浜市立北保育園	83人	160人	243人																																																
長浜市立さくらんぼ保育園	50人	80人	130人																																																
長浜市立一麦保育園	30人	50人	80人																																																
名称	定員		計																																																
	3歳未満児	3歳以上児																																																	
長浜市立北保育園	83人	160人	243人																																																
長浜市立さくらんぼ保育園	50人	80人	130人																																																
長浜市立一麦保育園	30人	50人	80人																																																
名称	定員		計																																																
	3歳未満児	3歳以上児																																																	
長浜市立北保育園	83人	160人	243人																																																
長浜市立さくらんぼ保育園	50人	80人	130人																																																

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱の一部改正の廃止について

第1 制定・改廃理由

令和6年4月1日から民営化予定であった一麦保育園について、移管先法人から運営の辞退があり、令和6年度について引続き長浜市が運営を行うため、告示を廃止するもの。

第2 要点

(1) 令和5年3月23日に告示した「長浜市告示第62号」を廃止する。

第3 施行期日

令和5年12月21日

--- (参考資料) -----

長浜市告示第62号

長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱（令和4年長浜市告示第175号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

長浜市長 浅見 宣義

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

第1 制定・改廃理由

滋賀県保育対策総合支援事業費等補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、本市要綱の一部を改正する。また、事務の簡素化を図るため、実績額が交付決定額を下回っている場合に限り、形骸化している変更交付申請・変更交付決定の手続きを省略し、実績報告をもって代えることができるように改正するもの。

第2 要点

- (1) 決定の変更申請についての規定を追加【第4条の2の追加関係】
- (2) 要綱別表中「低年齢児保育保育士等特別配置事業補助」及び「医療的ケア児保育支援事業」の項に規定する補助金基準額の変更【別表の改正関係】
- (3) その他文言の整理【第3条の改正関係】

第3 施行期日

令和6年1月10日（令和5年度の補助金から適用）

○長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

新				旧																																			
<p>(補助対象事業等)</p> <p><u>第3条 補助対象事業、補助対象経費、補助要件及び補助基準額は、別表に定めるとおりとし、補助金額は、補助対象経費と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。</u></p> <p>(決定の変更申請等)</p> <p><u>第4条の2 補助対象経費の実績額が交付決定額を下回る場合は、規則第8条に規定する交付決定の変更申請を省略し、実績報告をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>補助対象事業</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助要件及び補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助</td> <td>滋賀県保育対策総合支援事業の実施について(平成29年8月17日付け滋子青第1804号滋賀県健康医療福祉部長通知。以下「県通知」という。)の別添8に規定する低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱に基づき実施する事業</td> <td>低年齢児保育保育士等特別配置事業の実施に必要な人件費に要する経費</td> <td>滋賀県保育対策総合支援事業費等補助金交付要綱(以下「県補助金交付要綱」という。)に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額	(略)				(2) 低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助	滋賀県保育対策総合支援事業の実施について(平成29年8月17日付け滋子青第1804号滋賀県健康医療福祉部長通知。以下「県通知」という。)の別添8に規定する低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱に基づき実施する事業	低年齢児保育保育士等特別配置事業の実施に必要な人件費に要する経費	滋賀県保育対策総合支援事業費等補助金交付要綱(以下「県補助金交付要綱」という。)に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする	(略)				<p>(補助対象事業等)</p> <p><u>第3条 市長は、民間認可保育所及び認定こども園が行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、補助の対象となる経費及び補助額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>補助対象事業</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助要件及び補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助</td> <td>滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱に基づき民間認可保育所及び認定こども園が実施する事業</td> <td>低年齢児保育保育士等特別配置事業の実施に必要な人件費又はその委託に要する経費</td> <td>滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額	(略)				(2) 低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助	滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱に基づき民間認可保育所及び認定こども園が実施する事業	低年齢児保育保育士等特別配置事業の実施に必要な人件費又はその委託に要する経費	滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。	(略)			
事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額																																				
(略)																																							
(2) 低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助	滋賀県保育対策総合支援事業の実施について(平成29年8月17日付け滋子青第1804号滋賀県健康医療福祉部長通知。以下「県通知」という。)の別添8に規定する低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱に基づき実施する事業	低年齢児保育保育士等特別配置事業の実施に必要な人件費に要する経費	滋賀県保育対策総合支援事業費等補助金交付要綱(以下「県補助金交付要綱」という。)に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする																																				
(略)																																							
事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額																																				
(略)																																							
(2) 低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助	滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱に基づき民間認可保育所及び認定こども園が実施する事業	低年齢児保育保育士等特別配置事業の実施に必要な人件費又はその委託に要する経費	滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。																																				
(略)																																							

新			旧				
(9) 保育環境改善等事業	(ア) 県の別添7に規定する保育環境改善等事業実施要綱に基づき実施する事業	保育改善等事業を実施するために必要な経費	県補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。	(9) 保育環境改善等事業	(ア) 滋賀県保育対策総合支援事業の実施について（平成29年8月17日付け滋賀県健康医療福祉部長通知）の別添6に規定する滋賀県保育環境改善等事業実施要綱に基づき実施する事業	保育改善等事業を実施するために必要な経費	(1) 基本改善事業1事業当たり 7,200,000円 (2) 環境改善事業1事業当たり 1,029,000円
	(イ) 認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5に規定する保育環境改善等事業実施要綱に基づき実施する事業（同要綱3の(2)の⑧に規	環境改善事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業に限る。）を実施するために必要な経費	1施設当たり (1) 定員19人以下 300,000円以内 (2) 定員20人以上59人以下 400,000円以内 (3) 定員60人以上 500,000円以内		(イ) 認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5に規定する保育環境改善等事業実施要綱に基づき実施する事業（同要綱3の(2)の⑧に規	環境改善事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業に限る。）を実施するために必要な経費	1施設当たり (1) 定員19人以下 300,000円以内 (2) 定員20人以上59人以下 400,000円以内 (3) 定員60人以上 500,000円以内

新				旧			
	定する事業に限る。)				る。)		
(略)				(略)			
(13)	<u>県通知の別添4に規定する医療的ケア児保育支援事業実施要綱に基づき実施する事業</u>	<u>医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な経費</u>	<u>県補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。</u>	(13)	<u>滋賀県保育対策総合支援事業の実施について(平成29年8月17日付け滋賀県健康医療福祉部長通知)の別添4に規定する医療的ケア児保育支援事業実施要綱に基づき実施する事業</u>	<u>医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な経費</u>	(1) 基本単価 <u>ア 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合</u> 1 か所当たり年額 5,290,000円 <u>イ 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合</u> 1 か所当たり年額 4,950,000円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は5,290,000円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000円を加算する。 (2) 加算単価 <u>ア 研修受講支援加算</u> 1 か所当たり年額 300,000円 <u>イ 保育補助者配置加算</u> 1 か所当たり年額 2,170,000円
(略)				(略)			

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

第1 制定・改廃理由

滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、本市要綱の一部を改正するもの。

第2 要点

- (1) 要綱における交付額の算定方法を定める別表中「病児保育事業」の項に規定する補助金基準額が変更となったもの。なお、滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱は毎年見直しが行われることから、本要綱の基準額部分において、各項目の基準額から引用元要綱の記載に改めることとします。【別表の改正関係】
- (2) その他文言の整理【第4条の改正関係】

第3 施行期日

令和6年1月10日（令和5年度の補助金から適用）

○長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新					旧				
<p>(補助対象事業等)</p> <p>第4条 補助対象事業、<u>補助基準額、補助対象経費、補助率及び上限額は、別表に定めるとおりとし、補助金額は、補助基準額と補助対象経費とを比較して少ない方の額と、補助対象事業に係る総事業費から寄附金その他の収入を除いた額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該補助金額は、上限額を超えないものとする。</u></p>					<p>(補助対象事業等)</p> <p>第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び上限額は、別表に定めるとおりとし、補助金の額は補助基準額に基づいて算定するものとする。ただし、補助対象経費は、補助対象事業に係る総事業費から寄附金その他の収入を除いた金額と補助対象経費の総額のいずれか少ない額とする。</p>				
<p>別表 (第4条関係)</p> <p>長浜市病児保育施設整備費等補助金交付基準</p>					<p>別表 (第4条関係)</p> <p>長浜市病児保育施設整備費等補助金交付基準</p>				
補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率	上限額	補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率	上限額
(略)					(略)				
病児保育運営事業	滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱に定める補助基準額	病児保育事業の実施に要する経費	10分の10	滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱に定める補助金額を限度とし、予算で定める額とする	病児保育運営事業	病児保育事業実施要綱に準じた下記事業 1 基本分 1 か所当たり 年額 7,031,000円 うち改善分 2,538,000円 ※ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること。 2 加算分 1 か所当たり 年額 (1)年間延べ利用児童数に応じた加算	病児保育事業の実施に要する経費	10 / 10	1 基本分 7,031,000円 0円 2 加算分 (1)年間延べ利用児童数の数 の区分 による 額

新						旧							
								年間 延べ 利用 児童 数	基準 額				
								50人 以上 100人 未満	1,000 ,000 円				
								100人 以上 150人 未満	1,500 ,000 円				
								150人 以上 200人 未満	2,000 ,000 円				
								200人 以上 300人 未満	3,000 ,000 円				
								300人 以上 400人 未満	4,000 ,000 円				
								400人 以上 500人 未満	5,000 ,000 円				
								500人 以上 600人 未満	6,000 ,000 円				
								600人 以上 700人 未満	7,000 ,000 円				
								700人 以上 800人 未満	8,000 ,000 円				
								800人 以上 900人 未満	9,000 ,000 円				
								900人 以上 1,000 人未	10,00 0,000 円				

新				旧			
						満	
						1,000	11,000
						人以上	0,000
						上	円
						1,100	
						人未	
						満	
						1,100	12,000
						人以上	0,000
						上	円
						1,200	
						人未	
						満	
						1,200	13,000
						人以上	0,000
						上	円
						1,300	
						人未	
						満	
						1,300	14,000
						人以上	0,000
						上	円
						1,400	
						人未	
						満	
						1,400	15,000
						人以上	0,000
						上	円
						1,500	
						人未	
						満	
						1,500	16,000
						人以上	0,000
						上	円
						1,600	
						人未	
						満	
						1,600	17,000
						人以上	0,000
						上	円
						1,700	
						人未	
						満	
						1,700	18,000
						人以上	0,000
						上	円
						1,800	
						人未	
						満	

新					旧					
						1,800	19,00			
						人以	0,000			
						上	円			
						1,900				
						人未				
						満				
						1,900	20,00			
						人以	0,000			
						上	円			
						2,000				
						人未				
						満				
						2,000	20,90			
						人以	0,000			
						上	円			
						2,200				
						人未				
						満				
						2,200	22,80			
						人以	0,000			
						上	円			
						2,400				
						人未				
						満				
						2,400	24,70			
						人以	0,000			
						上	円			
						2,600				
						人未				
						満				
						2,600	26,60			
						人以	0,000			
						上	円			
						2,800				
						人未				
						満				
						2,800	28,50			
						人以	0,000			
						上	円			
						3,000				
						人未				
						満				
						3,000	30,40			
						人以	0,000			
						上	円			
						3,200				
						人未				
						満				

新				旧			
				3,200 人以 上	32,30 0,000 円		
				3,400 人未 満			
				3,400 人以 上	34,20 0,000 円		
				3,600 人未 満			
				3,600 人以 上	36,10 0,000 円		
				3,800 人未 満			
				3,800 人以 上	38,00 0,000 円		
				4,000 人未 満			
				※4,000人以 上の場合は 別途協議			
				(2)送迎対応を 行う看護師等 雇上費		(2)送迎 対応を 行う看 護師等 雇上費	
				1か所当たり年 額		1か所 当たり年 額	
				5,400,000円		5,400,00 0円	
				(3)送迎経費		(3)送迎 経費	
				1か所当たり年 額		1か所 当たり年 額	
				3,634,000円		3,634,00 0円	
				(4)研修参加費 用		(4)研修 参加費 用	
				1か所当たり年 額		1か所 当たり年 額	
				100,000円		100,000 円	
				3 普及定着促 進費		2. 普及 定着促	

新					旧			
						<u>(開設準備経費)</u> <u>(1) 改修費等</u> <u>1 か所当たり</u> <u>4,000,000円</u>		<u>進費</u> <u>(1) 改修費等</u> <u>4,000,000円</u>
					<u>(2) 礼金及び賃借料 (開設前月分)</u> <u>1 か所当たり</u> <u>600,000円</u> <u>※交付決定年度に支払われたものに限る。</u>		<u>(2) 礼金及び賃借料</u> <u>600,000円</u>	
(略)					(略)	協議・報告事項 (1)		